

社会の変化に対応した
今後の県立高等学校の在り方について

答 申

平成29年6月16日

福島県学校教育審議会

目 次

はじめに	… 1
I 「県立高等学校改革計画」の取組・現状と成果・課題	… 2
1 県立高等学校改革計画にもとづく主な取組・現状と成果	… 2
2 県立高等学校改革計画の推進の中で生じた課題	… 3
II 教育をめぐる社会情勢の変化	… 4
1 原子力災害等による急激な人口減少及び少子化の進行	… 4
2 過疎化及び高齢化の進行	… 4
3 多様な地域性と県立高等学校の小規模化	… 4
4 高等学校教育を取り巻く状況の変化	… 5
5 生徒の学習ニーズ等の多様化	… 5
6 東日本大震災以降の生徒の状況や復興・再生に向けた動き	… 5
III 県立高等学校改革の視点	… 6
1 今後の本県高等学校教育の在り方	… 6
2 望ましい教育環境の在り方	… 7
3 学校の魅力化	… 8
IV 県立高等学校改革の基本方針	… 9
1 社会の変化に的確に対応できる生き抜く力を育む本県高等学校教育の在り方	… 9
2 魅力ある教育活動を推進するための学校規模、学校・学科の配置	… 10
3 過疎・中山間地域の教育環境の在り方	… 11
4 多様な学習内容の確保及び教育の質の向上	… 11
用語解説	… 13
参考資料（これまでの県立高等学校改革計画の経緯）	… 17
諮問文	… 18
学校教育審議会答申 資料	… 20
1 年齢3区分別県人口の推移	
2 県人口と子どもの数の推移	
3 本県の過疎・中山間地域における人口減少率	
4 福島県中学校卒業者・卒業見込者数の推移（震災前と震災後の比較）	
5 福島県中学校卒業者の高等学校への進学者数・進学率の推移	
6 本県における県立高等学校の学校規模別学校数（全日制）	
7 平成29年度入学者選抜募集定員に占める各学科別定員の割合	
8 公立中高一貫教育校における進学状況	
福島県学校教育審議会委員名簿	… 27
福島県学校教育審議会の審議経過	… 28

は じ め に

福島県学校教育審議会※では、平成28年5月に福島県教育委員会より、「社会の変化に対応した今後の県立高等学校の在り方について」諮問を受け、

- ・ 社会の変化に的確に対応できる生き抜く力を育む本県高等学校教育の在り方
- ・ 魅力ある教育活動を推進するための学校規模、学校・学科の配置
- ・ 過疎・中山間地域の教育環境の在り方
- ・ 多様な学習内容の確保及び教育の質の向上 など

について意見を求められた。

これまで県内各地域にある7つの高等学校を視察し、高等学校の現状を確認するとともに、審議会と部会をそれぞれ5回にわたり開催してきた。

その中で、県内各地域の産業の特性と学校・学科の配置、中学生及び保護者の意識、平成9年に策定した県立高等学校改革計画*（一次まとめ）（以下、「一次まとめ」という。）及び平成11年に策定した県立高等学校改革計画*（二次まとめ）（以下、「二次まとめ」という。）にもとづく県立高等学校の改革の現状と課題を確認するとともに、本県で育てる生徒像、望ましい高等学校の規模、小規模校の統合や分校化、過疎・中山間地域における配慮、学科の適正な配置、総合学科※や中高一貫教育※校等について審議してきたところである。

平成28年12月には、それまでの審議の内容を整理し、中間まとめとして公表するとともに、翌年1月から2月にかけて県内7地区において教育公聴会※を開催し、各地区の中学生や高校生、小中学校のPTA会長及び高等学校の学校評議員等から中間まとめに対する御意見を伺い、多様な学習内容の確保及び教育の質の向上、望ましい学校の規模・学校の配置、過疎・中山間地域の学習機会の確保等について、その後の審議を深めてきた。

この度、全体の審議について、今後の県立高等学校教育の在り方、望ましい教育環境の在り方、学校の魅力化の視点から議論を尽くし、中間まとめを踏まえた最終答申を取りまとめるに至ったものである。

県教育委員会においては、本県高等学校教育の発展・充実のため、本答申の趣旨を生かし、具体的施策を講ずるよう期待するものである。

※ ……13ページ以降の用語集を参照のこと。以下同様。

* ……17ページの参考資料を参照のこと。以下同様。

I 「県立高等学校改革計画」の取組・現状と成果・課題

一次まとめ、二次まとめにもとづくこれまでの県立高等学校改革について、その取組や現状、成果と課題は以下のとおりである。

1 県立高等学校改革計画*にもとづく主な取組・現状と成果

(1) 学校・学科の配置

【凡例】○：取組・現状 □：成果

- 地域の教育ニーズに配慮した特色ある学科の設置や、学科の改編。
- 県全体として、普通科及び普通系専門学科、職業系専門学科、総合学科※における募集定員の比率をおおむね6：3：1と設定して配置。
- 職業教育の充実に努め、地域を支える人づくりを推進。
- 平成15年度には、すべての県立高等学校を男女共学化。
- 望ましい学校の規模を1学年4～8学級に。
- 学習や部活動、生徒会活動等が活性化。
- 国公立大学を中心として大学進学率が向上。特に女子においては、全国的な傾向と同様に顕著な傾向。

(2) 小規模校の再編整備

- 全日制高等学校については、平成21年度に棚倉地区で、平成22年度には喜多方地区においてそれぞれ2つの高等学校を統合。小高地区でも平成29年度に統合し、小高産業技術高等学校を開校。
- 新設した統合高等学校では、学科の枠を越えた科目の選択が可能に。
- 分校については、平成21年度に富岡高等学校川内校を募集停止とした他、小野高等学校平田校は平成29年度より募集を停止。

(校舎方式による統合*及び小規模校の分校化*は実施されていない。)

(3) 総合学科※

- 南会津地区を除く6地区に9校配置。平成29年度の募集定員の比率は9.1%に。
- 普通科と職業系専門学科の双方を取り入れた系列※を開設し、生徒の多様な学びのニーズに対応することにより、大学等への進学率が向上。

(4) 中高一貫教育※

- 連携型中高一貫教育校は、塙、南会津、相馬、双葉の4つの地区に配置。相馬地区、南会津地区では、連携先中学校から多くの生徒が入学。
- 連携型中高一貫教育校における上級学校への進学者は、平成23年度と平成28年度を比べると、南会津地区で46.4%から52.1%に、相馬地区で64.3%から70.9%に、双葉地区では68.5%から80.6%に増加。
- 併設型中高一貫教育校は、会津地区において、平成19年度に会津学鳳中・高等学校を設置。
- 会津学鳳高等学校では、平成28年度卒業生の4年制大学への進学率が67.2%に上昇。

2 県立高等学校改革計画*の推進の中で生じた課題

(1) 本県高等学校教育の在り方

- 難関大学なども含め、希望する進路を実現するための学力の向上。
- 学校体育の充実や運動部活動の活性化など、体力の向上に向けた取組の推進。
- 震災等の経験を踏まえた道徳性の涵養など、心の教育の充実。
- グローバル化などの社会情勢の変化に対応するための取組の推進。
- 新しい教育課題への対応など、教員一人一人の教育力のさらなる向上。

(2) 望ましい教育環境の在り方

- 望ましい学校の規模を下回る1学年3学級以下の小規模校の増加。
- 学校の沿革や地域において果たしている教育的な役割、生徒の通学条件等を十分考慮した、計画的な学校の再編整備の推進。
- 生徒の志願動向や地域の産業構造の実状に配慮した魅力ある学科の配置や学科の改編。
- 普通科及び普通系専門学科、職業系専門学科、総合学科※における募集定員の今後の比率の在り方。
- 小規模校の分校化や分校の今後の方向性。
- 中山間地域にある小規模校における地域の特殊性への配慮。
- 地域の教育ニーズや生徒の進路希望等に配慮した全日制・定時制・通信制高等学校の配置による学びの機会の充実。

(3) 学校の魅力化

- 職業系専門学科や総合学科※における実践的な指導の充実。
- 地域の人々の知見を学校づくりに生かすなど、地域との連携を深めた高等学校教育の充実。
- 生徒の幅広い学びのニーズに応える、多様な系列※を開設した総合学科※の配置。
- 中高一貫教育※における6年間を見通した特色ある教育や、地域と連携した教育の在り方。

(4) 原子力災害によりサテライト校※となった高等学校の今後の在り方

- 原子力災害により、本来の所在地で教育活動ができなくなった相双地区の高等学校のうち、休校となった5校や残るサテライト校※1校について、今後の在り方を検討。

Ⅱ 教育をめぐる社会情勢の変化

1 原子力災害等による急激な人口減少及び少子化の進行

これまで本県においても少子高齢化や過疎化については指摘されてきたところだが、東日本大震災以降、若い世代を中心に進む県外への人口流出に加え、原子力災害により避難指示区域に指定された地域の住民や、当該地域以外においても放射線の影響を危惧する人々の県外への流出などによって、平成22年4月1日時点で203万2千余人だった本県の人口は、平成29年4月1日現在188万6千人に減少している。

また、平成21年度約22,000人だった中学校卒業者数は、平成40年度には約14,000人に減少する見込みであり、平成21年度に比べて約8,000人の減少となる。平成28年度と比較すると約5,000人減少することとなる。

このように、本県の総人口及び14歳以下の子どもの数は、年々減少傾向にある。ただし、総人口に占める子どもの割合が年々低くなっている一方で、子どもの数の減少率は、平成24年4月を減少のピークとして次第に縮小傾向にある。

2 過疎化及び高齢化の進行

本県の面積の約8割、人口の約3割を占める過疎・中山間地域は、県全体における人口減少の進行の度合いを大きく上回っており、国勢調査結果によると平成2年から平成27年にかけて、県全体の人口が9.0%の減少であったのに対し、過疎・中山間地域では30.3%減少しただけでなく、高齢化率も県全体を上回るペースで上昇しており、人口の50%以上が65歳以上の高齢者になっている集落の増加や地域を支える人材不足の深刻化が懸念される。

3 多様な地域性と県立高等学校の小規模化

本県の面積は、北海道、岩手県に次いで全国3位の広さであり、浜通り地方、中通り地方及び会津地方の3つに区分される。

また、南北方向と東西方向の連携軸の結節上に、特色ある7つの生活圏が形成され、それぞれの軸に都市が分散した、多極分散型の県土構造となっている。

広範な地域に人口が分散する状況の中で、地域ごとに高等学校が設立され、それぞれの高等学校は、地域と深い関わりを保ちながら、地域とともにある教育の推進に努めている。

その一方で本県では、これまで、中学校卒業者数の減少に応じて県立高等学校の学級数を減じた結果、他県に比べて1学年3学級以下の小規模校が増加している。学校規模が小さくなると、これに伴う教員配置数の減少から、幅広い教育課程の編成が難しくなるなど、学校運営上の様々な課題が生じている。

小規模校においては、少人数教育のメリットを生かし、生徒へのきめ細かな指導が可能である一方で、生徒どうしが切磋琢磨しながら社会性を身に付けるために必要な一定の集団規模の確保が難しい、設置できる部活動が限定されるなどの教育活動に関する問題も指摘されている。

4 高等学校教育を取り巻く状況の変化

生徒が成人して社会で活躍する10年から20年後には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や技術革新等により、社会や職業の在り方そのものが大きく変化する可能性がある。高等学校においては、これからの時代を、自立した人間として多様な他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な資質・能力の育成に向けた取組が求められている。

また、国において公職選挙法の改正により選挙権年齢が「18歳以上」に引き下げられたことにより、高等学校においても主権者教育に取り組むことが求められている。これに加え、学習指導要領の改訂による主体的・対話的で深い学びの実現や、高校生のための学びの基礎診断（仮称）※や大学入学共通テスト（仮称）※の導入など、高等学校における教育内容に大きく関わる検討が進められている。

さらに、高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒数の増加への対応や合理的配慮の提供が必要なことから、高等学校においても特別支援教育の充実が求められている。国においては、新たな学びの場として、高等学校における通級による指導※の制度化を進めるとともに、本県においても、障がいのある子どもが、「地域で共に学び、共に生きる教育」※を推進するため、高等学校内に特別支援学校の分校設置を進めている。

5 生徒の学習ニーズ等の多様化

中学校卒業者の高等学校への進学率は全国的に上昇傾向にあり、本県では平成21年度以降、98%以上の生徒が高等学校に進学している。高校生の興味・関心、進路希望等はますます多様化しており、上級学校への進学を希望する生徒や就職を希望する生徒がいる一方で、高校に進学したものの、目的意識や学習意欲が希薄な生徒、学校生活に適応できない生徒も見られ、毎年少なからず中途退学者等が生じている。多様な学習スタイルや学び直しの機会を必要とする生徒の増加など、学習目的や学習ニーズの多様化が進んでいる。

6 東日本大震災以降の生徒の状況や復興・再生に向けた動き

震災等を経験した本県の生徒には、他者を思いやる気持ちや優しさ、本県の復興に携わりたいという思いが芽生えており、サテライト校※等で懸命に学ぶ生徒の姿からは、学びへの強い意欲と困難を乗り越えようとするたくましさを感じられる。

また、原発事故により避難指示を受けた地域においては、これまで5市町村の避難指示が解除され、他の町村においても、今後の解除に向けて、住民帰還を見据え復興拠点を整備するなどの取組が開始され、再生に向けて着実に前進している。浜通り地域の復興に向けた福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想※等を踏まえ、本県の復興を支える人づくりが求められている。

Ⅲ 県立高等学校改革の視点

県立高等学校の改革を推進してきた中で生じた課題や社会情勢の変化を踏まえ、今後の県立高等学校改革の視点を以下のとおりとする。

1 今後の本県高等学校教育の在り方

(1) 夢や志を育む取組の充実

- 生徒が持っている学びに対する意欲を一層引き出し、自らの将来の夢を主体的・積極的に切り拓き、生き抜く力を育成する取組を充実することが重要である。
- 震災後の本県の現状を正しく理解し、体験的な学習や探究活動等を通して、本県の未来や復興を担う高い志を育む取組を充実する必要がある。

(2) 学力の向上に向けた取組の推進

- 生徒が自らの夢を叶えるために必要とされる基礎・基本となる学力の向上と、変化する社会情勢の中で求められる知識・技能を確実に習得させるための取組を推進する必要がある。
- 課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習が重要視されていることから、「アクティブ・ラーニング※」などの新たな学習・指導方法やルーブリック評価※などの新しい学びに対応した学習評価を充実させ、学力の向上につなげることが重要である。

(3) 体力・運動能力の向上を図る取組の推進

- 震災等による生活習慣の変化に起因する運動不足や肥満傾向等により、体力・運動能力が低下傾向にあることから、望ましい運動習慣を通して、体力・運動能力の向上を図る取組の推進が求められている。

(4) 豊かな心を育成する取組の推進

- 震災等を経験した本県の生徒に芽ばえた、困難に向けて立ち向かうたくましさや思いやりの気持ち、深まった郷土愛を生かしたいのちや心を大切にする教育を推進することが重要である。

(5) 社会の変化に対応できる資質や能力の育成に向けた取組の推進

- 日本語や外国語で自らの意見を述べて交流し、他者との適切な関係を構築するコミュニケーション能力を育成することが求められている。
- 他者と連携・協働しながら社会の構成員の一員として主体的に社会にかかわり、国家・社会の責任ある形成者を育成する主権者教育に関する取組を推進することが大切である。
- グローバル化が進行する社会を生き抜くため、我が国や地域の伝統・文化に関する理解を深め、継承する取組を推進するとともに、異文化に対する理解を培い、主

体性や積極性、リーダーシップを備えた人づくりのための取組を推進することが重要である。

- 超高齢社会に入るとともに、若い世代を中心に県外への流失が起こり、人口の減少が依然として続いていることにより、中山間地域のみならず、都市部においても需要が高まっている医療や福祉を担う人づくりのための取組を推進することが求められている。
- 情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育を推進することが求められている。
- 地域と学校が協働し、その関わりを強めることは、生徒が地域産業の大きな魅力に気づき、地域を支えている人の姿から多くを学ぶきっかけとなる。このことを踏まえ、学校が地域と一体となり、地域に貢献する活動を推進するなど、教育活動全体を通して生徒一人一人の社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育むキャリア教育※を推進することが重要である。

2 望ましい教育環境の在り方

(1) 学ぶ意欲を引き出す環境づくり

- 生徒一人一人が、主体性と意欲をもって自らの資質や能力を伸ばしていくためには、適正な集団規模を維持するための望ましい学校の規模を確保する必要がある。
- 生徒一人一人に目の行き届く教育環境により、学ぶ意欲を一層向上させる取組を継続していくことが重要である。
- 生徒の志願動向や地域の産業構造等を考慮し、普通科及び普通系専門学科、職業系専門学科、総合学科※を地区ごとにバランス良く配置していくことが重要である。

(2) 一人一人の夢を実現させる教育力の向上

- 新学習指導要領への対応や最新の情報機器を授業に活用するなどの研修を行うとともに、校内研修においては互見授業※を推進するなど、同僚教員どうしの学び合いの機会を充実させ、教員一人一人の教育力の向上のための研修等を推進することが重要である。

(3) 過疎・中山間地域の学習機会の確保

- 他の地域への通学が困難な過疎・中山間地域においては、生徒の学習機会を確保するなど地域の特殊性への配慮が必要である。

(4) 多様な学習機会の充実や修学への支援

- 学び直しなどの学習支援も含む多様な学びのニーズの受け皿としての、魅力ある定時制課程、通信制課程の充実を図ることが大切である。
- 家庭の経済状況等に関わらない学びの環境整備のための経済的支援や、生徒の心に寄り添い、個に応じたきめ細かに対処するカウンセリングなどによる学びのセーフティーネットを構築する必要がある。
- 特別な支援を必要とする生徒への対応として、高等学校において「地域で共に学

び、共に生きる教育」※を実現するため、通級による指導※などのインクルーシブ教育システム※の推進を図る必要がある。

3 学校の魅力化

(1) 求められる役割や特色を明確にした学校づくりの推進

- 各高等学校は、生徒一人一人の進路実現に寄与するため、生徒が身に付けるべき資質・能力を明確にした学校づくりを推進するべきである。
- 難関大学への進学に対応できる学力の養成や、地域の産業を支える技能の習得など、各高等学校は、地域における学校の役割や学科の特色等を踏まえ、常に様々な観点から検討を行うことにより学びの内容を充実させ、魅力ある学校づくりを推進する必要がある。
- 各高等学校は、求める生徒像を明確にしながら、学校や学科の学習内容や魅力を地域及び中学生に積極的に発信し、その周知に努め、中学生が教育目標などについて十分理解を深めた上で入学を強く希望するような取組を一層推進する必要がある。

(2) 地域の特色を生かした教育や地域とともにある学校における取組の推進

- 地域の産業構造や6次産業化※への対応等を考慮した学科の配置に努めるとともに、地域産業を支える人づくりのため、地域や産業界の人材等を活用した産学官の連携による実践的な教育を充実させることが重要である。
- 学校と地域が連携し、地域の声を学校運営や教育活動に反映させるコミュニティースクール※の導入を目指し、学校の活性化や特色ある学校づくりに生かすとともに、学校も地域に貢献する取組を推進することが重要である。

(3) ふくしまの未来に向けた復興教育の推進

- 主体的・協働的な学びを通して、地域課題の解決に取り組み、持続可能な地域づくりや福島イノベーション・コースト構想※をはじめとして、本県の復興に貢献できる人づくりを目的とする未来志向の創造的復興教育※の推進が重要である。
- 最先端の知見を集めた研究機関や企業などにおける体験型の学習を推進することが重要である。

(4) 特色ある中高一貫教育※の推進

- 6年間の計画的・継続的な教育において、様々なことへの挑戦や、体験活動等に取り組む中で、発達段階に応じたキャリア教育※を推進することが重要である。
- 学力の向上や個性・創造性の伸長、異年齢交流による人間性の育成を目指して、より魅力的・効果的に展開できる中高一貫教育※を推進することが重要である。

Ⅳ 県立高等学校改革の基本方針

県立高等学校改革の視点を踏まえ、震災と原子力災害を経験した本県において、各高等学校が学科等の特色を生かしながら、魅力と活力ある学校づくりを目指すことができるよう、また、生徒にとってより良い教育環境を提供することができるよう、以下の県立高等学校改革の基本方針に基づき、適切に対応していくことが必要である。

1 社会の変化に的確に対応できる生き抜く力を育む本県高等学校教育の在り方

- (1) 高い志を持って自らの夢を叶え、実を結ぶことができるようにするため、生き抜く力を育むとともに、大学や研究機関との連携等を通して好奇心や向学心を刺激し、生徒の意欲や創造力を引き出す探究型や課題解決型の学習の充実を図るべきである。
- (2) 震災や原子力災害を経験した中で、本県生徒の中に芽ばえた困難に立ち向かうたくましさや思いやりの気持ち、深まった郷土愛を生かした、いのちや心を大切にす教育を推進するべきである。
- (3) 生涯にわたり学ぶ基盤としての学力の重要性を認識し、基礎・基本となる知識・技能を習得させるとともに、課題の発見・解決等に向けた「アクティブ・ラーニング※」の実践や、適切な学習評価の方法を充実させることで一人一人の学力を向上させる取組を推進するべきである。
- (4) 震災等により屋外での活動を制限されるなど、生活習慣の変化に起因する肥満や体力の低下傾向を改善するため、自分の健康状態や体力の状況、食生活の状況を把握し、自らの運動習慣や食習慣、生活習慣の改善に役立てることができる取組を推進するべきである。
- (5) 進展するグローバル化などの社会の変化に対応するため、主体的に自らの意見を述べたり他者と適切な関係を構築しながら困難な課題の克服に向けて果敢にチャレンジする協働性や積極性を備えた、本県や日本、ひいては世界を牽引する人づくりを推進するべきである。
- (6) 放射線教育や防災教育に取り組み、震災以降の本県の現状を理解させるとともに、地域課題に係る討論や発表を行う学習等を通して、政治や社会への関心を高め、主権者として積極的に参画する態度を養う取組を推進するべきである。
- (7) 県内の産業の発展に貢献するべく、農業、工業、商業などの職業系専門学科はもとより、その他の学科においても、県内産業界や生徒の学びのニーズに応じた地域の産業を支える人づくりを一層推進するべきである。

- (8) 情報活用能力を身に付けさせるとともに、授業において自らの意見を他者と共有し、自らの考えを深めることができるよう、ICT※環境を整備するとともに、それらを活用した学習活動を推進するべきである。
- (9) 医療や介護に従事する人材が求められていることから、医学や地域医療に対する理解を深めるとともに、福祉に関する科目を履修できる高等学校を引き続き設置し、基礎的な知識や技術を習得させるなど、医療や福祉分野に貢献できる人づくりを推進するべきである。
- (10) これまで地域で高等学校が果たしてきた役割を踏まえ、社会が変化する中であっても地域に支えられながら地域の発展に貢献することができる「地域と共に地域を支える人づくり」を推進するべきである。
- (11) 地域の良さ、特徴を踏まえた「学びを通じた地域づくり」を支援していくとともに、個に応じた細やかな教育と個性を伸ばす「魅力ある教育活動を展開できる学校づくり」を推進するべきである。

2 魅力ある教育活動を推進するための学校の規模、学校・学科の配置

- (1) 生徒どうしが集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて個々の資質や能力を伸ばしていくという学校教育の特質を踏まえ、一定の集団規模を確保することが望ましいとする観点に立って、望ましい学校の規模を1学年4学級以上とする。ただし、今後見込まれる生徒数の減少に伴い、現在の最大規模である1学年8学級規模の学校の学級減が必要である。
- なお、それぞれの高等学校が魅力ある教育活動を展開するために、個に応じたきめ細かな学習指導の実現や職業系専門学科における効果的な実習が可能となる教育環境の在り方を検討するべきである。
- (2) 1学年3学級以下の学校については、地域の関係者の意見も聴くとともに、学校の魅力化を図りながら、都市部も含めて学校の統合を推進するべきである。
- 統合を含め再編整備の基準については、現在の運用を踏まえて検討し、地域において学校が果たしている役割や、望ましい学校の規模等を考慮して設定するべきである。
- (3) 生徒がそれぞれの興味・関心や進路希望等に応じて学校を選択することができるよう、各地区の実状や生徒の志願動向を考慮しながら、普通科や普通系専門学科、職業系専門学科及び総合学科※を設置する高等学校を、地区ごとにバランス良く適正に配置するべきである。
- (4) 普通科、職業系専門学科、総合学科※の募集定員については、生徒の志願動向や地域の産業構造の実状等を踏まえ、時代の変化に対応した学科の改編等も考慮しつ

つ、県全体として適切な比率としていくべきである。

(5) 都市部及びその周辺部の学校配置については、各地区において、大学への進学希望を実現させる取組を重点的に行う普通科の高等学校と、地域産業を支える職業人として専門性の高い学びや技術の修得が可能となる農業、工業、商業の各職業系専門学科の拠点となる高等学校を都市部に配置するとともに、地域の実状に配慮して、普通科や普通系専門学科、総合学科※、複数学科を設置する高等学校を、その周辺部に適切に配置することが望ましい。

(6) 公立・私立を含めた県内高等学校全体として、今後の中学校卒業予定者数の推移や志願動向を考慮した生徒の受入れについて検討していく必要がある。

3 過疎・中山間地域の教育環境の在り方

(1) 過疎・中山間地域においては、教育機会の確保のみならず、地域と連携し、学校の活性化や特色ある学校づくりに生かしたり、地域づくりのために貢献する取組を行っている学校があることから、1学年3学級以下の学校については、都市部とは異なる対応が求められる。

このため、通学可能な学校が他にないなどの条件を考慮して、学習機会の確保のため、例外的に1学年あたり1学級規模の本校化を検討するべきである。

(2) 当該地域にある高等学校を1学級規模の本校とした場合、多様な進路希望への対応が難しくなることが予想されることから、地域や学校関係者の意見を聴きながら、教員の配置や魅力ある教育内容について検討するべきである。

(3) 過疎・中山間地域における高等学校については、今後も所在市町村の支援と協力をいただくとともに、地域と学校が協働して教育環境の向上を図るべきである。

4 多様な学習内容の確保及び教育の質の向上

(1) 難関大学への進学に向けて切磋琢磨しながら確かな学力を身につけさせる学校や、地域産業を支える実践的な知識・技術を修得させ、地域企業が求める人づくりに取り組む学校など、生徒や地域の実状を考慮し、生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等に対応した特色ある学校づくりを推進するべきである。さらに、中学生やその保護者に各学校・学科の特色等について、効果的かつ充実した広報活動に努め、それぞれの中学生が自らの進路希望に応じた学校を適切に選択できるよう支援を行うべきである。

(2) 福島イノベーション・コースト構想※や地域の産業構造、6次産業化※への対応など、大学・企業・自治体との連携により、地域や産業界の人材等を活用した実践的な教育を充実させ、生徒が身近にある地域産業の魅力に気づき、また、実際に地域を支えている人々の姿を通して、望ましい職業観や勤労観を形成する取組が必要

である。

- (3) 6年間を通した計画的・継続的な教育をより魅力的・効果的に展開する特色ある中高一貫教育※に関する取組を充実するべきである。
- (4) 多様な生徒が多様な学習目的で高等学校に在籍している中、定時制・通信制高等学校は、従来からの勤労青年のための教育機関としての役割に加え、不登校や中途退学者の学び直しなど、多様な学習ニーズへの受け皿としての役割を増している。このため、定時制・通信制高等学校の充実や配置について検討するべきである。
- (5) 高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じた学びへの対応が求められていることから、高等学校におけるインクルーシブ教育システム※を推進するべきである。
- (6) 学習への意欲があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難と認められる生徒に対する奨学資金の貸与等や、生徒一人一人の心に寄り添った、きめ細かな心のケアなど、学びのセーフティーネットにより、入学した生徒が安心して学業を継続し、卒業することができる体制を家庭・地域・関係機関とも連携を図りながら、今後とも維持するべきである。
- (7) 社会の急激な変化に迅速かつ適切に対応した教育を実践するために、教員が常に自己研鑽に努め、知識・技能を刷新し、探究心を持ち、学び続けることができる環境づくりを推進するべきである。
- (8) 新しい学習指導要領に対応した課題探究型の授業や学習評価の方法、タブレット機器※等の新たなICT※機器の教育現場への活用に対する研修や互見授業※の推進等の同僚教員が学び合う機会の充実を図るとともに、教職大学院※や企業等における長期間の効果的な研修による成果を勤務校に還元することなどにより、教員一人一人の実践的指導力を向上させる必要がある。
また、生徒に真摯に向き合い成果を上げている教員が自らの教育力を一層向上させることができる取組を推進する必要がある。

用語解説

※本文の掲出順に掲載

○ 福島県学校教育審議会 (p. 1)

平成14年に施行された福島県学校教育審議会条例に基づいて、県教育委員会に設置された附属機関。この審議会では、教育委員会の諮問に応じ、(1)学校教育の振興についての総合計画に関する事項、(2)学校教育についての基本的な重要施策に関する事項を調査審議する。

審議会の委員は、市町村長、労働・経済界など各分野の学識経験者及び公募委員により19名以内で構成される。

○ 教育公聴会 (p. 1)

教育に関して広く県民の意見を聴取し、県教育委員会の施策等に生かすことを目的として開催されるもの。

○ 総合学科 (p. 1, 2, 3, 7, 10, 11)

普通教育の科目と専門教育の科目について幅広く総合的に学ぶ学科。特色としては、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習を重視する点、幅広い選択科目の中から生徒が自分で科目を選択し学ぶことが可能となる点などが挙げられる。

○ 系列 (p. 2, 3)

総合学科において、興味・関心や能力・適性、卒業後の進路希望に合わせて科目を選択する目安となるように、相互に関連の深い、いくつかの科目をまとめたグループ(科目群)のこと。

○ 中高一貫教育 (併設型中高一貫教育、連携型中高一貫教育) (p. 1, 2, 3, 8, 12)

中学校と高等学校を接続し、6年間の計画的、継続的な教育課程及び学習環境のもとで一貫した教育を行うもの。6年制の一つの学校として教育を行う中等教育学校、設置者が同一である中学校と高等学校で6年間を見通した教育を行う併設型の中学校・高等学校、既存の中学校と高等学校が教員・生徒交流等の連携を深める連携型の中学校・高等学校の3つの実施形態がある。

○ サテライト校 (p. 3, 5)

原子力災害により、本来の所在地で教育活動ができなくなり、他の高等学校(協力校)等に設置した仮設校舎や大学施設等において、協力校や関係機

関等の協力を得ながら授業や部活動等を実施してきた相双地区の県立高等学校。双葉高等学校・双葉翔陽高等学校・富岡高等学校・浪江高等学校・浪江高等学校津島校の５校は、平成２９年３月で休校となった。また、相馬農業高等学校飯舘校は、平成２９年度も福島市でサテライト校としての教育活動を継続している。

○ 高校生のための学びの基礎診断（仮称）（p. 5）

高校生の基礎学力の定着度の把握と、その結果を基に学習意欲の喚起、学習改善を図ること、また教員の指導改善に生かすことを目的に実施するテストであり、高校段階で身につけるべき基礎学力を確実に育成しようという高校教育改革の一端を担うテストとして平成３１年度からの実施が検討されている。国において「高等学校基礎学力テスト（仮称）」として検討されてきたが、平成２９年５月に新たな名称が公表された。

○ 大学入学共通テスト（仮称）（p. 5）

大学入学センター試験に代わって、大学入学希望者を対象に実施されるもので、大学入学者選抜での利用を主目的とするテストとして、平成３２年度（平成３３年１月）から活用される予定である。「知識・技能」だけでなく、大学入学段階で求められる「思考力・判断力・表現力」を中心に評価するという考えがベースにあり、各教科・科目の出題内容について議論が進められている。先述の「高校生のための学びの基礎診断（仮称）」と同様、国において「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」として検討されてきたが、平成２９年５月に新たな名称が公表された。

○ 高等学校における通級による指導（p. 5, 7）

通級による指導とは、通常の学級に在籍する障がいのある児童・生徒が、大半授業を通常の学級で受けつつ、障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける特別の指導のこと。平成５年度に小・中学校で制度化されたが、中学校で通級による指導を受けた生徒が高等学校に入学した場合、継続した指導を必要とする可能性があることから、平成３０年度より高等学校においても通級による指導が可能となった。

○ 「地域で共に学び、共に生きる教育」（p. 5, 7）

平成２１年９月１８日の福島県学校教育審議会答申で示された今後の福島県の特別支援教育が目指す基本理念から、障がいのある子ども一人一人のニーズに応じた教育を、地域の幼稚園等、小・中学校、高等学校、特別支援学校で行うこと。子どもの教育を担っていく学校と保護者が子ども一人一人の

ニーズに応じた教育を行うという共通認識を醸成し、すべての学校等において、関係機関と一層の連携を図りながら、特別支援教育を推進、充実させていくことを目指すもの。

○ 福島・国際研究産業都市（福島イノベーション・コースト）構想(p. 5, 8, 11)

震災、原発事故によって失われた浜通りの産業・雇用を回復するため、廃炉やロボット技術に関連する研究開発、エネルギー関連産業の集積、先端技術を活用した農林水産業の再生、未来を担う人材の育成強化などを通じて新たな産業・雇用を創出し、住民が安心して帰還し、働けるよう、浜通りの再生を進める国家プロジェクト。

○ アクティブ・ラーニング(p. 6, 9)

教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学習者が課題の発見・解決に向けて能動的に学ぶ指導・学習法の総称。主体的、対話的で深い学び。

○ ルーブリック評価(p. 6)

アメリカで開発された学習評価の基準の作成方法であり、評価水準である「尺度」と、尺度を満たした場合の「特徴の記述」で構成される。記述により達成水準等が明確化されることにより、他の手段では困難な、パフォーマンス等の定性的な評価に向くとされ、評価者・被評価者の認識の共有、複数の評価者による評価の標準化等のメリットがある。

○ キャリア教育(p. 7, 8)

生徒一人一人が、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら、社会的・職業的に自立して生きていくために必要な基盤となる能力や態度を育てる教育をいう。

○ 互見授業(p. 7, 12)

教員が校内でお互いの授業を公開し合い、指導の工夫などについて学び合い、授業力の向上を図る研修。

○ インクルーシブ教育システム(p. 7, 12)

平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」において提唱された概念。人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするとの目的の下、障害のある者と障害の無い者が共に学ぶ仕組み。

○ 6次産業化(p. 8, 11)

地域の豊かな農林水産資源を基盤として、1次・2次・3次の各産業分野において、多様な主体が自らの強みを生かして他産業にも分野を拡大し、または相互に連携・融合しながら付加価値を向上・創造する取組のこと。

○ コミュニティ・スクール(p. 8)

学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことにより、「地域と共にある学校」を実現するための制度の一つ。具体的には、「学校運営協議会」（学校と地域の協議の場）を設置している学校のこと。

○ 未来志向の創造的復興教育(p. 8)

東日本大震災と原発事故を経験し復興に向けた様々な課題が山積する本県ならではの教育。課題先進地だからこそそのアクティブ・ラーニングの推進や、課題探究型学習などにより「志」を育み、復興や地域創生の担い手を育成しようとするもの。具体的には、ふたば未来学園高等学校の「未来創造探究」や双葉郡8町村の小中学生が取り組む「ふるさと創造学」のような実践が挙げられる。

○ ICT(p. 10, 12)

Information and Communication Technologyの略で、コンピュータや情報通信ネットワーク（インターネット等）などの情報コミュニケーション技術のこと。

○ タブレット機器(p. 12)

タブレット(平板)型でキーボードは付いておらず、液晶の画面に指先をあてながら操作する「タッチパネル」が用いられた情報機器。ノートパソコンより小さく軽いため、片手で持ちながら利用できる。

○ 教職大学院(p. 12)

社会の大きな変動の中、教員養成の分野についても、学校教育の抱える課題の複雑・多様化する中で、教育に関する諸課題に対応しうる高度な専門性と豊かな人間性・社会性を備えた力量ある教員が求められている。このため、教員養成教育の改善・充実を図るべく、高度専門職業人養成としての教員養成に特化した専門職大学院としての枠組みとして「教職大学院」制度が創設された。

参考資料

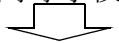
これまでの県立高等学校改革計画の経緯

社会情勢の変化や中学校卒業者数の減少、生徒の多様化等への対応



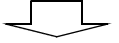
福島県学校教育審議会（平成 5 年 6 月答申）

「生徒減少期における高等学校教育の在り方について」



高校教育改革懇談会（平成 9 年 3 月～11 年 2 月）

関係者による各地区及び全県的な議論により、県立高等学校改革計画策定の検討



県立高等学校改革計画策定

「第一次まとめ」（平成 9 年 6 月）・「第二次まとめ」（平成 11 年 3 月）

一次まとめの主な視点

- ① 県立高等学校改革の基本方針
- ② 男女共学化の実施
- ③ 定時制・通信制課程高校の配置
- ④ 総合学科高校の配置

二次まとめの主な視点

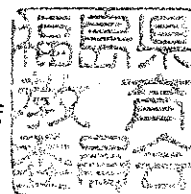
- ① 学校の適正規模 → 1 学年 4 学級～8 学級とする
- ② 学校の適正配置 → 学校統合等を検討する際の基準
 - 隣接校の統合（同一町内、又は同一市内にあり統合が可能な 2 校の統合を検討する場合）
 - ・ 1 学年の学級数が 2 校合わせて 6～8 学級になるとき
 - ・ 隣接する市町村にある 2 校についても統合を検討
 - 校舎方式の統合（隣接する市町村にある 1 学年 2 学級規模の 2 校の統合を検討する場合）
 - ・ どちらかが 3 年続けて、又は双方で同時に 2 年続けて入学者数が募集定員の 1／2 以下のとき
 - ・ 統合した双方の校舎を活用
 - 2 学級規模の本校の分校化を検討する際の基準
 - ・ 3 年連続で入学者が募集定員の 1／2 以下
 - 分校の生徒募集停止を検討する際の基準
 - ・ 3 年連続で入学者が募集定員の 1／2 以下
- ③ 学科の適正配置
 - 中高一貫教育校設置の検討
 - 普通科及び普通系専門学科、職業系専門学科、総合学科における募集定員の比率を 6：3：1 とする

28教総第172号

平成28年 5月26日

福島県学校教育審議会長 様

福島県教育委員会



社会の変化に対応した今後の県立高等学校の在り方について（諮問）

福島県学校教育審議会条例第2条に基づき、社会の変化に対応した今後の県立高等学校の在り方について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問理由

これまで本県においては、2次にわたる県立高等学校改革計画（「第一次まとめ」（平成9年6月）、「第二次まとめ」（平成11年3月））に基づき、生徒減少期を本県高等学校の質的向上を図る好機としてとらえ、すべての県立高等学校における男女共学化の実施や学校の適正規模の確保、学校・学科の適正配置、新しいタイプの定時制高等学校や総合学科高等学校の配置等の県立高等学校改革を推進してきた。

平成23年1月にも県立高等学校の在り方について、貴審議会に対して諮問しているが、東日本大震災の影響により、審議を中断せざるを得ない状況となった。今回の諮問は、震災後の状況の変化も踏まえて、改めて貴審議会の意見を求めるものである。

現代はグローバル化や情報化などの急速な進展に伴い、変化が激しく先行きが不透明な社会への移行が進んでいる。一律の正解が必ずしも見いだせない社会を生き抜くためには、与えられた情報を短期間に理解、再生、反復する力だけでなく、幅広い知識・教養と柔軟な思考力に基づいて新しい価値を創造したり、他者と協働したりする能力等が求められている。

このような中で、今後の高等学校教育にはアクティブラーニングをはじめとする次世代の教育方法への対応、キャリア教育・職業教育の充実、地域との一層の連携の推進、特別な支援を必要とする生徒へのきめ細かな対応などが求められている。

一方、少子高齢化の波はとどまることなく、大きく進むことが予想される。平成40年における本県の中学校卒業見込者数は、平成28年度比約3割減の約1万4千人まで減少していくことが見込まれている。今後も本県が持続可能な発展を遂げていくためには、社会の構成員一人一人の能力を最大限伸ばしていくこと、一層進展するグローバル化に対応した教育を展開していくこと、学びを通じた地域づくりを推進していくことなどが必要であり、このために県立高等学校が果たすべき役割は大きい。また、本県の面積の約8割、人口の約3割を占める過疎・中山間地域においては、「地域の核」としての高等学校の在り方も求められている。

少子高齢化や過疎化は、本県においてこれまでも指摘されてきた課題であるが、東日本大震災の発生後、若い世代を中心に県外への人口流出が起こり、その対応にも迫られている。本県は原子力発電所の事故に伴う影響を受け、現在もなお避難を余儀なくされている生徒や、サテライト校や仮設校舎で学ぶなど必ずしも十分でない教育環境にいる生徒もあり、引き続き心のケアや学習支援等が課題となっている。

このように本県をめぐる状況は依然として厳しいものがあるが、希望の芽は確実に育ってきている。ふたば未来学園高等学校の開校や、サテライト校においても懸命に学ぶ生徒たちの姿からは、学びへの強い意欲と困難を乗り越えようとするたくましさを感じられる。また教職員、地域住民、ボランティアなどの支えを得て、他者を思いやる気持ちや優しさ、本県の復興に自らが携わりたいという意欲を持った生徒も育ってきている。

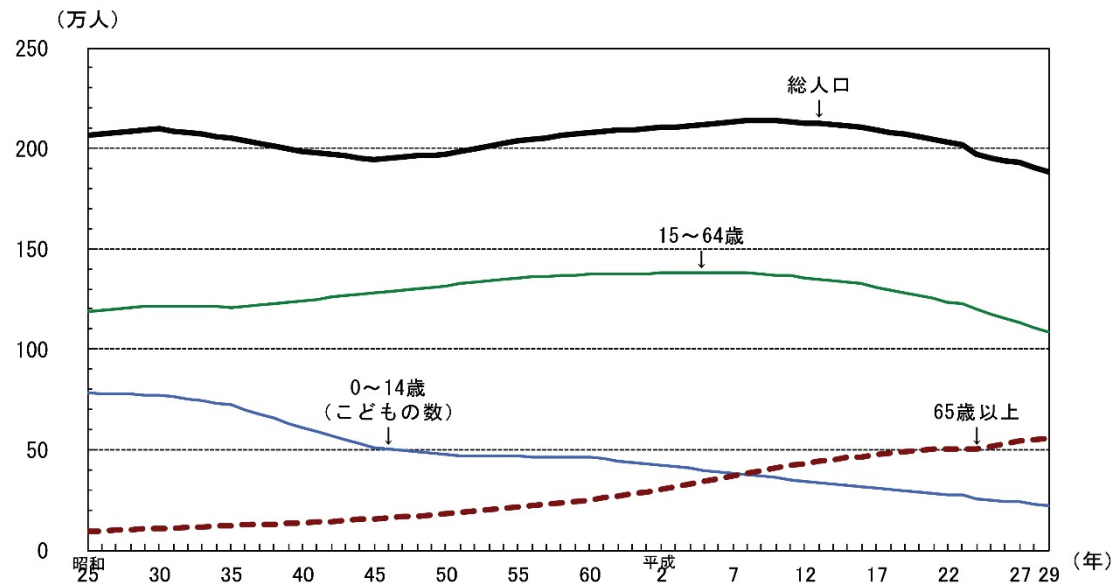
今後は福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想等を踏まえながら、ロボット工学や廃炉技術の研究など、福島から世界的に活躍する人材の育成も求められている。本県は東日本大震災の被災県であるからこそ、簡単に解が見つからない課題に取り組むための創造性やチャレンジ精神、リーダーシップ、他者と協働する力、共生社会の形成に向けた深い理解、福島県民としてのアイデンティティなどを培っていく視点が一層重要になっていくものと考えられる。震災を経験したことによって子供たちが抱いた感謝の気持ちや、本県の復興・再生への推進力となる熱意、創造力を生かした今後の地域づくりへの責任感などに応える高校教育改革が求められる。

以上のことを踏まえつつ、社会の変化に的確に対応できる生き抜く力を育む本県高等学校教育の在り方と、魅力ある教育活動を推進するための学校規模、学校・学科の配置、過疎・中山間地域の教育環境の在り方、多様な学習内容の確保及び教育の質の向上などについて貴審議会の意見を求めるものである。

学校教育審議会答申 資料

- 1 年齢3区分別県人口の推移
- 2 県人口と子どもの数の推移
- 3 本県の過疎・中山間地域における人口減少率
- 4 福島県中学校卒業者・卒業見込者数の推移－震災前と震災後の比較－
- 5 福島県中学校卒業者の高等学校への進学者数・進学率の推移
- 6 本県における県立高等学校の規模別学校数（全日制）
- 7 平成29年度入学者選抜募集定員に占める学科別定員の割合（全日制）
- 8 公立中高一貫教育校における進学状況

1 年齢3区分別県人口の推移



※1日現在。

(単位:人、%)

	総人口	0～14歳 (こどもの数)		15～64歳		65歳以上	
		人口	割合	人口	割合	人口	割合
昭和25年	2,062,394	780,838	37.9	1,187,059	57.6	94,391	4.6
30年	2,095,237	771,329	36.8	1,216,140	58.0	107,749	5.1
35年	2,051,137	720,721	35.1	1,208,990	58.9	121,426	5.9
40年	1,983,754	608,959	30.7	1,239,658	62.5	135,137	6.8
45年	1,946,077	508,172	26.1	1,283,176	65.9	154,729	8.0
50年	1,970,616	473,903	24.1	1,316,161	66.8	180,356	9.2
55年	2,035,272	466,840	22.9	1,355,601	66.6	212,704	10.5
60年	2,080,304	460,767	22.1	1,371,556	65.9	247,947	11.9
平成 2年	2,104,058	422,064	20.1	1,377,857	65.6	301,552	14.3
7年	2,133,592	381,511	17.9	1,380,208	64.7	371,572	17.4
12年	2,126,935	341,038	16.0	1,353,500	63.7	431,797	20.3
17年	2,091,319	307,294	14.7	1,307,734	62.6	474,860	22.7
22年	2,029,064	276,069	13.7	1,236,458	61.3	504,451	25.0
23年	2,014,603	272,402	13.6	1,229,638	61.4	500,477	25.0
24年	1,969,852	256,908	13.1	1,199,436	61.3	501,422	25.6
25年	1,949,595	249,151	12.9	1,173,107	60.5	515,251	26.6
26年	1,937,530	243,703	12.7	1,154,498	60.0	527,243	27.4
27年	1,926,961	239,128	12.5	1,134,954	59.3	540,793	28.2
28年	1,903,383	226,778	12.1	1,105,252	58.8	548,774	29.2
29年	1,886,317	221,978	11.9	1,084,408	58.2	557,352	29.9

(注) 昭和 25 年から平成 22 年は国勢調査、平成 23 年から平成 29 年は福島県の推計人口による。

昭和 25 年から平成 22 年は 10 月 1 日現在、平成 23 年から平成 29 年は 4 月 1 日現在。

総人口には年齢不明が含まれるため、年齢 3 区分人口の合計と総人口は一致しない。

「福島県のこどもの数 (15 歳未満人口) ～こどもの日にちなんで～」(福島県統計課) より。

２ 県人口と子どもの数の推移

(単位：人、％)

	総人口 (a)	子どもの数（０～１４歳）			
		人口 (b)	割合 (b) / (a)	前年との 増減数	増減率
平成22年	2,029,064	276,069	13.7	△ 10,990	△ 3.8
平成23年	2,014,603	272,402	13.6	△ 3,667	△ 1.3
平成24年	1,969,852	256,908	13.1	△ 15,494	△ 5.7
平成25年	1,949,595	249,151	12.9	△ 7,757	△ 3.0
平成26年	1,937,530	243,703	12.7	△ 5,448	△ 2.2
平成27年	1,926,961	239,128	12.5	△ 4,575	△ 1.9
平成28年	1,903,383	226,778	12.1	△ 12,350	△ 5.2
平成29年	1,886,317	221,978	11.9	△ 4,800	△ 2.1

(注) 平成22年は国勢調査、平成23年～平成29年は福島県の推計人口による。

平成22年は10月1日現在、平成23年～平成29年は4月1日現在。

総人口には年齢不明が含まれる。

３ 本県の過疎・中山間地域における人口減少率

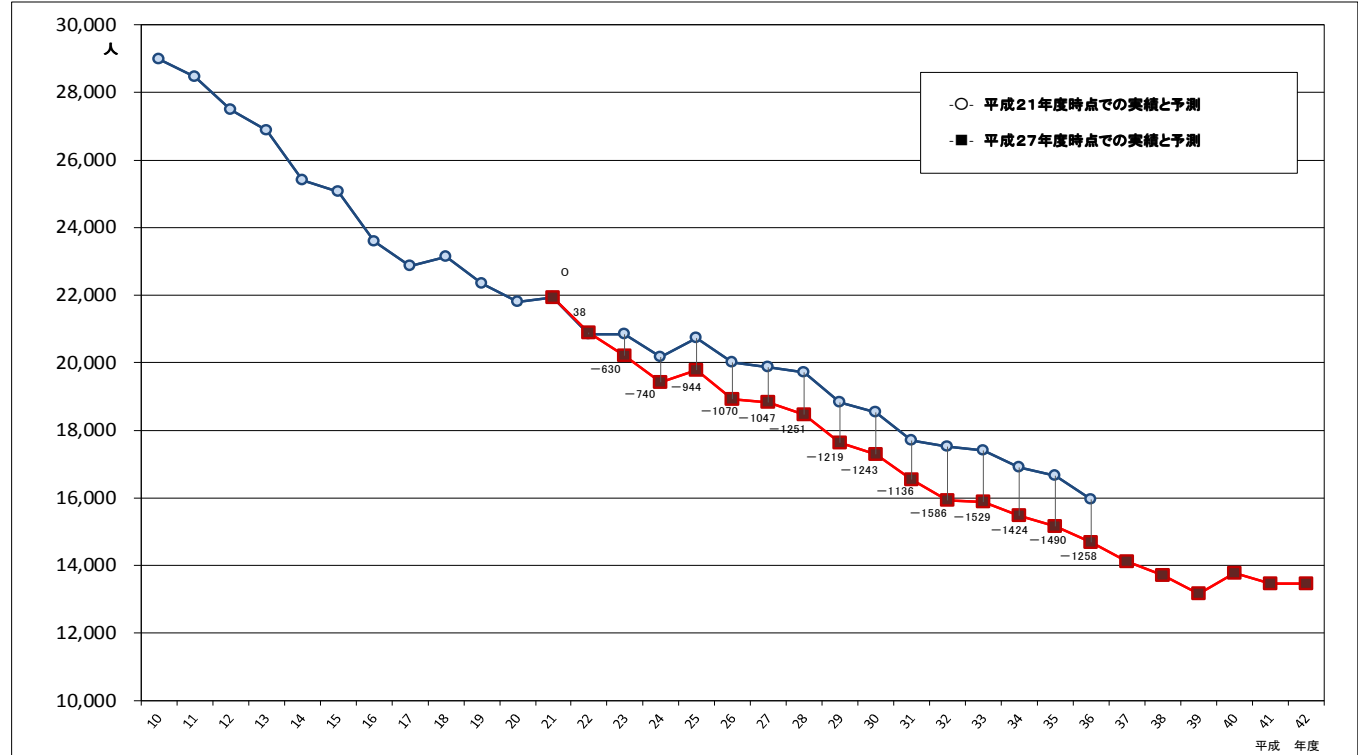
	平成2年	平成27年	減少	減少率
県全体（人）	2,104,058	1,914,039	-190,019	-9.0%
過疎・中山間地域*（人）	505,117	352,146	-152,971	-30.3%

(注) 国勢調査より。

* 福島県過疎・中山間地域振興条例及び福島県過疎・中山間地域振興条例第2条第4号の地域を定める規則により、全域が該当する以下の38市町村を集計

喜多方市	相馬市	田村市	川俣町	天栄村	下郷町
檜枝岐村	只見町	南会津町	北塩原村	西会津町	磐梯町
猪苗代町	会津坂下町	湯川村	柳津町	三島町	金山町
昭和村	会津美里町	西郷村	棚倉町	矢祭町	塙町
鮫川村	平田村	古殿町	三春町	小野町	広野町
檜葉町	富岡町	川内村	大熊町	双葉町	浪江町
葛尾村	飯舘村				

4 福島県中学校卒業生・卒業見込者数の推移 ―震災前と震災後の比較―



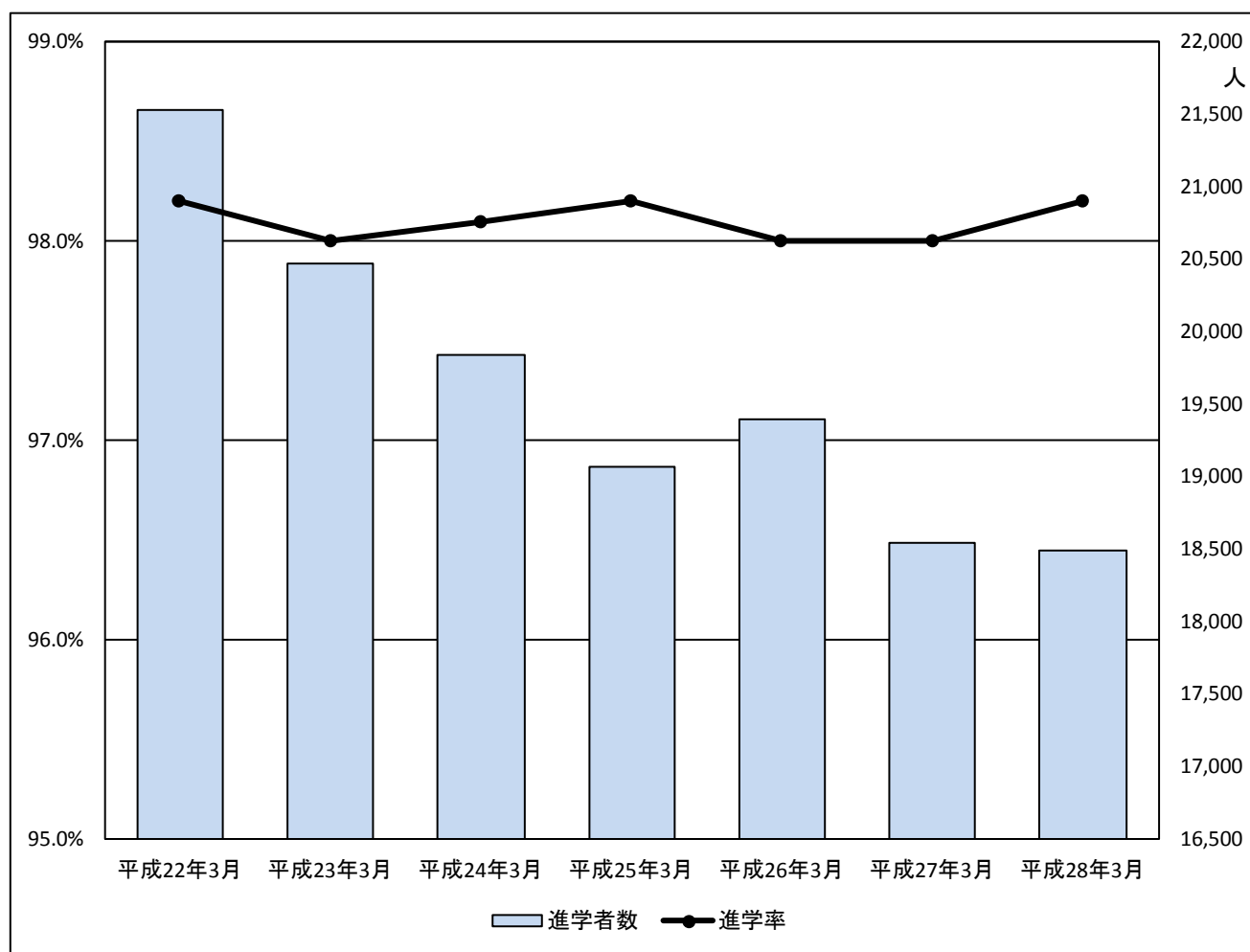
平成 年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
平成21年度時点での実績と予測(人)	28,988	28,448	27,482	26,868	25,404	25,067	23,596	22,851	23,127	22,333	21,807	21,930
平成 年度												21
平成27年度時点での実績と予測(人)												21,930
平成21年度時点予測との差(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0

22中3	23中2	24中1	25小6	26小5	27小4	28小3	29小2	30小1	31五歳	32四歳	33三歳
20,849	20,850	20,167	20,726	19,999	19,871	19,708	18,838	18,526	17,684	17,511	17,402
22	23	24	25	26	27	28中3	29中2	30中1	31小6	32小5	33小4
20,887	20,220	19,427	19,782	18,929	18,824	18,457	17,619	17,283	16,548	15,931	15,873
38	-630	-740	-944	-1070	-1047	-1251	-1219	-1243	-1136	-1580	-1529

34二歳	35一歳	36〇歳						
16,900	16,649	15,946						
34小3	35小2	36小1	37五歳	38四歳	39三歳	40二歳	41一歳	42〇歳
15,476	15,159	14,688	14,104	13,718	13,174	13,779	13,462	13,456
-1424	-1490	-1258	—	—	—	—	—	—

(注) 《平成21年度時点》H22.5.1学校経営支援課調べ。
平成10年度～平成21年度までは実績、平成22年度～平成30年度は学校基本調査(H22.5.1現在)、平成31年度～平成36年度は現住人口調査(H22.4.1現在)による。
《平成27年度時点》H28.5.1高校教育課調べ。
平成21年度～平成27年度までは実績、平成28年度～平成36年度は学校基本調査(H28.5.1現在)、平成36年度～平成42年度は現住人口調査(H28.4.1現在)による。

5 福島県中学校卒業者の高等学校への進学者数・進学率の推移



卒業年	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
中学校 卒業生数 (人)	21,930	20,887	20,220	19,427	19,782	18,929	18,824
進学者数 (人)	21,529	20,465	19,835	19,072	19,388	18,548	18,487
進学率	98.2%	98.0%	98.1%	98.2%	98.0%	98.0%	98.2%

(注) 学校統計要覧による。

私立高等学校への進学者を含む。

6 本県における県立高等学校の規模別学校数（全日制）

区分		学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12～	計	平均
福島県	H29	学校数	3	22	6	8	12	15	11	5					82	4.44
		割合	3.7%	26.8%	7.3%	9.8%	14.6%	18.3%	13.4%	6.1%		※小野高校平田校を除く				
	H28	学校数	4	22	6	9	12	13	13	5					84	4.42
		割合	4.8%	26.2%	7.1%	10.7%	14.3%	15.5%	15.5%	6.0%		※サテライト5校を除く				
	(参考) 全国 (公立H28) ※H29は未集計		学校数	131	237	271	435	442	590	447	412	192	71	5	3	3236
		割合	4.0%	7.3%	8.4%	13.4%	13.7%	18.2%	13.8%	12.7%	5.9%	2.2%	0.2%	0.1%		

県立高校改革室まとめ

7 平成29年度入学者選抜募集定員に占める学科別定員の割合（全日制）

学科比率 (学級数)	普通科系			職業系 専門学科	総合学科
		普通科	普通系 専門学科		
県北 (83)	57.8% (48)	51.8% (43)	6.0% (5)	34.9% (29)	7.2% (6)
県中 (93)	66.7% (62)	58.1% (54)	8.6% (8)	30.1% (28)	3.2% (3)
県南 (30)	43.3% (13)	36.7% (11)	6.7% (2)	40.0% (12)	16.7% (5)
会津 (63)	55.6% (35)	55.6% (35)	0.0% (0)	34.9% (22)	9.5% (6)
いわき (67)	52.2% (35)	44.8% (30)	7.5% (5)	40.3% (27)	7.5% (5)
相双 (29)	41.1% (12)	37.9% (11)	3.4% (1)	31.0% (9)	27.6% (8)
全県 (365)	56.2% (205)	50.4% (184)	5.8% (21)	38.4% (127)	9.1% (33)

(注) 高校教育課作成。

普通系専門学科は、理数科、数理科学科、英語科、デザイン科学科、文理科、国際文化科、国際科学科、体育科を含む。

8 公立中高一貫教育校における進学状況

(1) 連携型

地 区		学 校	平成28年度								平成23年度	
			卒業者 数 (人)	進 路 先 (人)					進学率	就職率	進学率	
				大学	短大	専門学校	就職	その他				
連 携 型	県 南	埴工業	62	1	0	12	49	0	21.0%	79.0%	25.6%	
	南会津	田 島	96	10	10	30	46	0	52.1%	47.9%	46.4%	
	双 葉	富 岡	62	43	0	7	11	1	80.6%	17.7%	68.5%	
	相 馬	相馬東	151	17	10	80	37	7	70.9%	24.5%	64.3%	

(注) 学校基本調査による。
その他には留学等が含まれる。

(2) 併設型

地区	学校	年度	卒業者数 (人)	進路先(人)					進学率 (大学進学率)	就職率
				大学	短大	専門学校	就職	その他		
併設型	会津 会津学鳳高等学校	平成25	234	150	22	34	11	17	88.0% (64.1%)	4.7%
		26	234	161	25	30	10	8	92.3% (68.8%)	4.3%
		27	232	139	22	46	8	17	89.2% (59.9%)	3.4%
		28	235	158	24	31	5	17	90.6% (67.2%)	2.1%

(注) 学校基本調査による。
その他には留学等が含まれる。

福島県学校教育審議会委員名簿

（任期：平成28年5月20日～平成30年5月19日）

《五十音順、敬称略》

平成29年6月16日現在

	部会	氏 名	役 職	備考
1	○	伊 藤 信 弘	福島商工会議所常議員、株式会社いちい代表取締役社長	
2	○	小 沢 喜 仁	福島大学理事・副学長 統括学系長、地域創造支援センター長	会長・部会長
3		加 藤 憲 郎	前福島県町村会会長、新地町長	
4		川 上 雅 則	福島県農業協同組合中央会常務理事	
5	○	菅 野 誠	福島県高等学校長協会会長、福島高等学校長	
6		菊 池 克 彦	福島民友新聞社編集局長	H28.7.16～
7		菊 池 真 弓	いわき明星大学教養学部教授	
8		鞍 田 炎	福島民報社編集局長	H29.4.15～
9	○	佐 治 和 則	会津美里町教育委員会教育長	
10	○	佐 藤 浩 子	福島市西学習センター生涯学習指導員	
11	○	杉 内 亜 希	前一般社団法人原町青年会議所直前理事長	
12		鈴 木 茂	日本労働組合総連合会福島県連合会副事務局長	H28.11.26～
13		錫 谷 和 子	元福島市学校給食センター運営委員	
14	○	橘 文 紀	福島県PTA連合会副会長、郡山市PTA連合会会長	副会長
15		立 谷 秀 清	福島県市長会会長、相馬市長	
16		中 山 美 華	南会津町教育委員会委員、放課後こども教室げんき山クラブコーディネーター	
17	○	森 涼	福島県私立中学高等学校協会会長、学校法人石川義塾理事長、石川義塾中学校・学校法人石川高等学校校長	
18	○	吉 田 尚	いわき市教育委員会教育長	
19		和 合 ア ヤ 子	福島商工会議所副会頭、福島県住宅生活協同組合代表理事	

委員在職期間	氏 名	役 職（委員在職中のもの）
H28.5.20～H28.7.15	菅 野 篤	福島民友新聞社編集局長
H28.5.20～H28.11.25	澤 田 精 一	日本労働組合総連合会福島県連合会副事務局長
H28.5.20～H29.4.14	早 川 正 也	福島民報社編集局長

福島県学校教育審議会の審議経過

平成28年度

○第1回審議会（H28.5/26）《 諮問 》

- ◇学校訪問〈3地方7校〉
 - 7/6 中通り（長沼、郡山商業、橘）
 - 7/8 浜通り（四倉、ふたば未来学園）
 - 7/12 会津（田島、会津学鳳）

◇第1回部会（7/21）

○第2回審議会（8/24）

◇第2回部会（9/23）

◇第3回部会（10/28）

○第3回審議会（12/1）

- ◇教育公聴会〈県内7地区〉
 - （1/11 県中、1/19 相双、1/21 県南、1/25 いわき、1/28 南会津、
 - 2/1 県北、2/3 会津）

◇第4回部会（2/16）

平成29年度

◇第5回部会（4/12）

○第4回審議会（5/10）

○第5回審議会（6/14）

●答申（6/16）